

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
5	我が国が付する留保	一
二	条約の内容	一
1	適用範囲	一
2	定義	一
3	一般原則	一
4	和解合意の援用のための要件	一
5	救済の付与の拒否事由	一
6	並行して行われる申立て又は請求	一
7	他の法令又は条約	一
8	留保	一
9	和解合意への効力	一
10	寄託者	一
11	署名、批准、受諾、承認及び加入	一
12	地域的な経済統合のための機関による参加	一

13	不統一な法制	三
14	効力発生	三
15	改正	四
16	廃棄	四
	三 条約の実施のための国内措置	四
	(参考)	五

一 概説

1 条約の成立経緯

この条約は、平成三十年（二千十八年）十二月二十日、ニューヨークで開催された国際連合総会において採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものである。我が国がこの条約を締結し、調停の利用が促進されることは、外国からの投資の誘致及び我が国企業の海外展開に資するものであり、我が国の経済発展の見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行する。
- (2) 当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、当該和解合意を援用することを認める。

4 早期国会承認が求められる理由

調停の利用については、我が国企業による商事紛争の解決コストを下げることで期待されており、また、今後発展が期待される商事に関する国際調停の分野において、我が国が国際社会で積極的な役割を果たすとともに、同分野の国際的な中心地としての地位を確立していく見地から、我が国としても、可能な限り速やかにこの条約を締結することが望ましい。

5 我が国が付する留保

我が国は、この条約の締結に当たり、第八条の規定に従って、和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用するとの留保を付する予定である。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 適用範囲（第一条）

この条約が適用される商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）の範囲について規定している。

2 定義（第二条）

この条約上の用語（「営業所」、「書面」、「調停」等）について定義している。

3 一般原則（第三条）

各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行するものとする等について規定している。

4 和解合意の援用のための要件（第四条）

この条約に基づいて和解合意を援用する当事者が和解合意を援用するための要件について規定している。

5 救済の付与の拒否事由（第五条）

救済を求められた締約国の権限のある機関が救済の付与を拒否することができる事由について規定している。

6 並行して行われる申立て又は請求（第六条）

和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、第四条の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができるとして規定している。

7 他の法令又は条約（第七条）

この条約は、和解合意が援用される締約国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が当該和解合意を利用するいかなる権利をも奪うものではないことについて規定している。

8 留保（第八条）

締約国は、次のことを宣言することができること等について規定している。

(1) 当該締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、その宣言に明示する限度において、この条約を適用しないこと。

(2) 和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること。

9 和解合意への効力（第九条）

この条約及び留保又はその撤回は、関係する締約国についてこの条約、当該留保又は当該撤回が効力を生じた日の後に締結された和解合意についてのみ適用することについて規定している。

10 寄託者（第十条）

この条約の寄託者について規定している。

11 署名、批准、受諾、承認及び加入（第十一条）

この条約の署名、批准、受諾、承認及び加入について規定している。

12 地域的な経済統合のための機関による参加（第十二条）

主権国家で構成され、かつ、この条約が規律する特定の事項について権限を有する地域的な経済統合のための機関は、同様に、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入することができること等について規定している。

13 不統一な法制（第十三条）

締約国は、この条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができること等について規定している。

14 効力発生（第十四条）

この条約の効力発生について規定している。

15 改正（第十五条）

この条約の改正の手續とその効力について規定している。

16 廃棄（第十六条）

この条約の廃棄の手續とその効力について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案が今次国会に提出されることとなつてゐる。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成三十年(二千十八年)十二月二十日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 令和二年(二千二十年)九月十二日
- 3 署名国 令和五年(二千二十三年)二月一日現在 五十五箇国
アフガニスタン、アルメニア、オーストラリア、ベラルーシ、ベナン、ブラジル、ブルネイ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、エクアドル、エスワティニ、フィジー、ガボン、ジョージア、ガーナ、グレナダ、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、インド、イラン、イスラエル、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、ラオス、マレーシア、モルディブ、モリシヤス、モンテネグロ、ナイジェリア、北マケドニア、パラオ、パラグアイ、フィリピン、カタール、ルワンダ、サモア、サウジアラビア、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スリランカ、東ティモール、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ
- 4 締約国 令和五年(二千二十三年)二月一日現在 十箇国
ベラルーシ、エクアドル、フィジー、ジョージア、ホンジュラス、カザフスタン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、トル

